

亀山市告示第42号

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市不妊治療費助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「入院費」の次に「、文書料」を加え、「及び第8条の規定による申請時に必要な不妊治療に係る証明に要した経費」を削る。

第7条中「（三重県）」の次に「その他の地方公共団体」を加え、「当該三重県」を「これら」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。